

第一章 総 則

第1条 本校は、高等学校設置基準に基づき、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科、総合学科の高等学校である。

第2条 本校には、全日制の課程を置き、単位制とする。

第3条 修業年限は、3か年以上とし、男女共学とする。

第4条 学級数及び生徒定員は、次の通りとする。

21学級、840名

第5条 本校には、関係諸法規の定めるところにより、必要な教職員を置く。

第二章 学年・学期及び休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は次の前・後期の2期に区分する。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

第8条 休業日は次の通りとする。

1. 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

2. 冬季休業日 12月26日から1月7日まで

3. 春季休業日 3月26日から4月5日まで

4. 開校記念日 10月4日

5. 都民の日 10月1日

6. その他東京都教育委員会が定める日

第三章 入学・退学・転学・休学及び留学

第9条 本校に入学できる者は、次の通りである。

1. 中学校、もしくはこれに準ずる学校の卒業者。

2. 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

3. 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者。

4. 留学生については別に定める。

第10条 入学の時期は学年の初めとする。ただし、転・編入学者、留学生については、別に定める。

第11条 入学を志願する者は、東京都教育委員会の定めるところに従って、入学願書その他の書類を提出する。

第12条 校長は、東京都教育委員会の定めるところに従って、入学選抜を行い、入学を許可する。

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに必要書類を校長に提出して、所定の入学手続きを完了しなければならない。

第14条 校長は、保護者からの願いにより、退学・転学・休学・留学を許可することができる。所定の手続きについては、別に定め

る。

第15条 休学は、復学の意志が明白で次に示す理由に該当する場合に願い出ができる。休学の期間は3月以上2年以内とする。

1. 傷病等のため、3月以上休養を要すると認められるとき。
2. 外国等に旅行するため、3月以上出席が困難と認められるとき。
3. その他、法令等で特別な措置を講ずることが生じたため、3月以上出席が困難と認められるとき。

第15条の2 留学は、留学による単位認定を希望する場合に願い出ることができる。留学の期間は、2年以内とする。

第16条 校長は、休学・留学の期間が満了した場合、および期間途中の願い出による場合、復学を許可する。所定の手続きについては別に定める。

第17条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。留学に関する規定は別に定める。

第18条 校長は、転入学または編入学を希望する者があるときは、生徒定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年に転編入を許可することができる。転編入学に関する規定は別に定める。

第四章 教育課程、授業時数、単位の修得及び卒業の認定

第19条 校長は、教育目標を達成するために、教育課程を編成する。教育課程及び授業時数については別に定める。

第20条 生徒は、本校の指導計画に従って、教科・科目を履修し、その単位を修得しなければならない。単位の認定は別に定める規定に従って、前期末・学年末に行う。

第21条 本校の定める教科・科目の単位を74単位以上修得し、総合的な学習の時間の単位を3単位履修・修得した生徒で、特別活動の成果がその目的からみて満足できると認められる場合、校長はその生徒の卒業を認定する。

第五章 賞 罰

第22条 校長は、学業または行動において他の範とするに足る生徒を表彰することができる。表彰規定は別に定める。

第23条 本校の規則、指示等に違反する等不都合があった場合で、校長が教育上必要と認めたときには生徒に対して次の懲戒を行う。
-退学・停学・訓告及び謹慎・訓戒等

第24条 校長は、次の各号の一つに該当する生徒に退学を命じことがある。

1. 性行不良でその改善の見込みがないと認められる者。
2. 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者。
3. 正当の理由がなくて出席が常でない者。
4. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第六章 授業料及び諸費

第25条 授業料は東京都立学校の授業料等徵収条例及びその施行規則の定めるところにより徵収する。

第26条 授業料は、定められた日までに保護者が納入しなければならない。

第27条 授業料が納入されない場合、校長はその生徒の出席を停止させ、または退学させることができる。

第28条 本校の教育上必要な諸費の負担については、別に定める。

第七章 補 則

第29条 本校の規則はすべて本学則に基づいて制定する。

付 則

(施行期日) 本学則は、平成8年4月1日から施行する。

(平成14年4月1日一部改正)

(平成15年4月1日一部改正)

はじめに

自分の興味・関心や進路希望等に応じて科目を選択し、自分の時間割を作ることのできる本校では、自己の学習計画に基づいて主体的・意欲的に学習に取り組むことが期待されている。また、科目的選択等、自分自身に委ねられている部分の多い本校では、それゆえいっそう、学習する上の自覚や責任が求められる。

本校の特色をよく理解し、自分自身に力を蓄えるにはどうすべきかを常に考えて、高校生活に取り組むことが大切である。

一 学習と評価について

1. 卒業の条件

- ①卒業に必要な単位数については、教育課程表を参照のこと。
- ②総合的な学習の時間を履修し、その成果が認められること。
- ③特別活動に参加し、その成果が認められること。
(特別活動とは、ホームルーム活動、生徒会活動、その他学校行事をいう。)

※履修と修得

- 1) 履修は、所定の授業時間数を出席することによって認められる。
- 2) 修得は、履修した科目について、その学習の成果が満足できる場合に認められ、5段階で「2」以上の評定が与えられる。

2. 学習の評価

- ①学習の成果に対する評価は、定期考査、特別考査のほか、出席状況や学習態度、提出物、実技実習、研究発表など、平素の学習活動を総合して行われる。
- ②評価についての項目やその割合については、各教科・科目によって異なり「シラバス」によって示される。
- ③学習の評価は、5段階で表記する。

3. 系列・科目の選択

- ①本校では、自分自身の興味や関心、適性、進路希望などを十分に見つめ、よく考えた上で、系列や科目の選択を行うことが極めて重要である。
- ②適切な系列・科目の選択を行うために、「産業社会と人間」や「L A (総合的な学習の時間)」、ロングホームルームにおける進路の学習に真剣に取り組み、さらには、H R 担任や相談部、教科担当等の先生に相談することが大切である。
- ③「シラバス」、「科目選択をする上での注意点」等をよく読んで、履修の条件や期日等に誤りのないよう自分で確かめて行うことが必要である。原則として、選択調査用紙提出後の変更は認められない。

はじめに

考査は、ただ結果のみにこだわってはならない。何のために考査を行うかを考えてそれにふさわしい取り組みを行ってほしい。考査における不正行為は、考査の点数のみにこだわる誤りから生じるものであり、自己の人間性が問われる行為でもある。

自己に恥じない堂々とした態度で臨み、厳正に受験しなければならない。

一 考査時の注意

- 1.. 考査1週間前から、職員室等への立入りおよび部活動を、原則として禁止する。
- 2. 考査は、出席番号順に定められた座席で受験する。
- 3. 考査時には、机上に筆記用具・時計のみを置き、机の中には一切のものを置かないこと。他のものについては、カバン等にしまい机わきに置く(通信機器についても電源を切り、カバン等にしまう)。
- 4. 定期考査期間中は時程を別に定めるので、誤りのないようにし、時刻を厳守すること。遅刻者は残余の時間でのみ受験を認める。

考査時程

S H R	I	II	III
8:40~8:50	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~12:10
IV	V		
12:50~13:40	14:00~14:50		

- 5. 問題用紙等が配布されはじめて以後は、一切の私語をしない。
- 6. 監督者の「始め」と「止め」の合図に従い、考査を受験する。筆記用具は「止め」の合図により直ちに置く。
- 7. 「止め」の合図ののち、答案が回収され、監督者の確認が終わるまで座席を立ってはならない。
- 8. 残念にも不正行為が行われた場合には、当該科目を「0点」として取り扱い、厳しく反省を求める。また、不正行為と見なされるような紛らわしい行為をしてはならない。

生活コード

本校は、生徒一人ひとりの違いを大切にした教育を行い、生徒諸君の自主性や主体性を尊重する教育活動を目指している。生徒諸君が眞に自由であるためには、自らの義務を果たし、他者と協調し、集団の一員としての自覚を深めることが欠かせない。

本校の生活コードは、単に生活上の規律としてだけではなく、生徒諸君が自らの生き方を主体的に選び取るための生活上の指針として制定した。内容や制定の理由をふまえて、高校生活をより充実させるよう努めることが大切である。また、ここに書かれていないことについても本校生徒にふさわしい判断をし、適切な言動をとるように努めて欲しい。

1. 時間について

本校では、自分の時間を自分で管理し、有効に活動できる態度と能力を育てるためにノーチャイム制を採用している。

- (1) 常に時間厳守を心掛けること。
- (2) 登校後の外出は禁止する。

(通常日)	
登 校	7:30~
S H R	8:30~8:40
I	8:45~9:35
II	9:45~10:35
III	10:50~11:40
IV	11:50~12:40
昼 休 み	
V	13:25~14:15
VI	14:25~15:15
S H R・消掃	15:20~15:35
下 校	~16:55

2. 服装について

本校では規律ある学校生活を送り、また学校への帰属意識や仲間意識等を高めるために制服を制定した。

- (1) 通学時・校内・学校行事等においては、制服を着用する。ただし、異装する場合は生徒部に届け出て、許可を受ける。
- (2) 夏服の着用期間は、概ね5月1日から10月31日までとする。

3. 美化・清掃について

- 本校では、社会性を育むために清掃や美化活動を重視している。
- (1) 学習環境の整備は学習効果を上げるために大切である。ゴミに

なるものはできるだけ持ち込みず、常に美化・清掃に心がける。ゴミは決められた分別方法に従って処理すること。ペットボトル・空缶は、校内で購入したもの以外は各自が持ち帰ること。校内で購入したものは、指定の廃棄場所に戻すこと。

(2) 一足制であるため、校舎外からの汚泥の持ち込みや雨水の処理等に十分注意する。

(3) 食事は定められた場所で取り、マナーを守る。食事場所は、H R 教室・ホームベース・ラウンジ・ルーフテラスに限る。

食事時間は昼休み(12:40~13:25)とする。ゴミの処理・後片づけは各自責任を持って行うこと。

4. その他

(1) 非常・災害の場合は教職員の指示に従って沈着冷静に行動すること。

5. 禁止事項

以下の(1)から(3)は禁止事項である。違反した場合には特別の指導を行うものとする。

(1) 交通安全上の配慮から、自転車、バイク、オートバイ、自動車などによる登下校を禁止する。

(2) 校内で金銭を取り扱ったり物品を販売することは禁止する。ただし、必要がある場合は経営企画室で行う。

(3) 下記事項については厳禁する。

①違法行為(飲酒、喫煙、窃盗、暴力行為等)

②考查時の不正行為

③故意による校舎等の破壊行為

④S N S に関するトラブル